

肝付町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年10月3日条例第169号)

最終改正:令和5年3月24日条例第8号

改正内容:令和5年3月24日条例第8号

○肝付町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年10月3日条例第169号

改正

令和5年3月24日条例第8号

肝付町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、肝付町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請ができるものの資格
- (3) 募集をする期間(以下「募集期間」という。)
- (4) 選定の基準
- (5) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、募集期間内に町長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長等が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 町長等は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長等が別に定める事項

(指定管理者の選定の特例)

第5条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条の規定によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条各号に掲げる選定の基準に照らした結果、指定管理者の候補者となるべき団体がなかったとき。
- (2) 指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (3) 指定管理者が、第9条の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長等が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による指定管理者の候補者の選定に当たっては、町長等は、選定しようとする団体と協議し、第3条各号に掲げる書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 町長等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項

- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条において同じ。）の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長等が別に定める事項
（業務報告の聴取等）

第8条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
（指定の取消し等）

第9条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。
（事業報告書の作成及び提出）

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況、利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長等が別に定める事項
（損害賠償義務）

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を肝付町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
（個人情報の取扱い）

第12条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第7条第1項の協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用し、又は公の施設の管理について知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。
（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第8号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（肝付町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくはその管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の肝付町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。